

新旧対照表

○千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則

新	旧
<p>千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則 平成八年十月十五日 教育委員会規則第十六号</p>	<p>千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則 平成八年十月十五日 教育委員会規則第十六号</p>
<p>改正 平成 九年 四月 一日教育委 平成一二年 二月二九日教育委 員会規則第五号 員会規則第二号 平成一四年 三月二九日教育委 平成一六年 三月三〇日教育委 員会規則第一九号 員会規則第一二号 平成一八年 三月三〇日教育委 平成二四年 三月二三日教育委 員会規則第一九号 員会規則第三号</p>	<p>改正 平成 九年 四月 一日教育委 平成一二年 二月二九日教育委 員会規則第五号 員会規則第二号 平成一四年 三月二九日教育委 平成一六年 三月三〇日教育委 員会規則第一九号 員会規則第一二号 平成一八年 三月三〇日教育委 平成二四年 三月二三日教育委 員会規則第一九号 員会規則第三号</p>
<p>千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則 (趣旨)</p>	<p>千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、さわやかちば県民プラザ（以下「県民プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、さわやかちば県民プラザ（以下「県民プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(休所日)</p>	<p>(休所日)</p>
<p>第二条 県民プラザの休所日は、次の各号に掲げる日とする。</p>	<p>第二条 県民プラザの休所日は、次の各号に掲げる日とする。</p>
<p>一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）</p>	<p>一 定期休所日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）</p>
<p>二 年始休所日 一月一日から四日まで</p>	<p>二 年始休所日 一月一日から四日まで</p>
<p>三 年末休所日 十二月二十八日から三十一日まで</p>	<p>三 年末休所日 十二月二十八日から三十一日まで</p>
<p>四 臨時休所日 特別の事情により、県民プラザの長（以下「所長」という。）が休所を必要と認めた日</p>	<p>四 臨時休所日 特別の事情により、県民プラザの長（以下「所長」という。）が休所を必要と認めた日</p>
<p>2 前項の休所日であっても、所長が特に必要と認めた場合は、県民プラザの全部又は一部を開所することがある。</p>	<p>2 前項の休所日であっても、所長が特に必要と認めた場合は、県民プラザの全部又は一部を開所することがある。</p>
<p>(利用の承認を要する施設)</p>	<p>(利用の承認を要する施設)</p>
<p>第三条 県民プラザの施設のうち別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ、所長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第三条 県民プラザの施設のうち別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ、所長の承認を受けなければならない。</p>
<p>(利用の申込み)</p>	<p>(利用の申込み)</p>
<p>第四条 前条の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、さわやかちば県民プラザ施設利用申込書（別記第一号様式）を所長に提出してそ</p>	<p>第四条 前条の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、さわやかちば県民プラザ施設利用申込書（別記第一号様式）を所長に提出してそ</p>

新	旧
<p>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項のさわやかちば県民プラザ施設利用申込書は、利用を開始しようとする日（以下「利用の日」という。）の六月前から三日前までの間に受け付けるものとする。ただし、ホール及び楽屋については、利用の日の七月前から十日前までの間に受け付けるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する期間以外であっても第一項のさわやかちば県民プラザ施設利用申込書を受け付けることができる。</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第五条 所長は、第三条の承認をしたときは、さわやかちば県民プラザ施設利用承認書（別記第二号様式）を申込者に交付するものとする。</p> <p>2 第三条の承認には、県民プラザの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>（利用の取消し及び変更）</p> <p>第六条 前条の規定により県民プラザの施設の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る施設の利用の一部若しくは全部を取り消し、又はその利用の方法を変更しようとするときは、さわやかちば県民プラザ施設利用承認事項取消・変更届（別記第三号様式）により直ちにその旨を所長に届け出なければならない。</p> <p>（点字による申込み等）</p> <p>第六条の二 第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申込書等に代えて当該申込書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。</p> <p>（利用の承認の取消し等）</p> <p>第六条の三 所長は、第三条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。</p> <p>一 この管理規則の規定に違反したとき。</p> <p>二 虚偽の申請その他不正の手段により第三条の承認を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>三 その他県民プラザの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>（利用券及び超過利用券）</p> <p>第七条 県民プラザの施設のうち、パソコン実習室を共同使用しようとする者</p>	<p>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項のさわやかちば県民プラザ施設利用申込書は、利用を開始しようとする日（以下「利用の日」という。）の六月前から三日前までの間に受け付けるものとする。ただし、ホール及び楽屋については、利用の日の七月前から十日前までの間に受け付けるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する期間以外であっても第一項のさわやかちば県民プラザ施設利用申込書を受け付けることができる。</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第五条 所長は、第三条の承認をしたときは、さわやかちば県民プラザ施設利用承認書（別記第二号様式）を申込者に交付するものとする。</p> <p>2 第三条の承認には、県民プラザの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>（利用の取消し及び変更）</p> <p>第六条 前条の規定により県民プラザの施設の利用の承認を受けた者は、当該承認に係る施設の利用の一部若しくは全部を取り消し、又はその利用の方法を変更しようとするときは、さわやかちば県民プラザ施設利用承認事項取消・変更届（別記第三号様式）により直ちにその旨を所長に届け出なければならない。</p> <p>（点字による申込み等）</p> <p>第六条の二 第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申込書等に代えて当該申込書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。</p> <p>（利用の承認の取消し等）</p> <p>第六条の三 所長は、第三条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。</p> <p>一 この管理規則の規定に違反したとき。</p> <p>二 虚偽の申請その他不正の手段により第三条の承認を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>三 その他県民プラザの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>（利用券及び超過利用券）</p> <p>第七条 県民プラザの施設のうち、パソコン実習室を共同使用しようとする者</p>

新	旧
<p>は、利用券（別記第四号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所定の利用時間を超過したときは、超過利用券（別記第五号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>3 前各項の規定により、利用券又は超過利用券の交付を受けた者は、当該利用券又は超過利用券を所定の場所に掲示し、又は提示しなければならない。 （利用者の遵守義務）</p> <p>第八条 県民プラザを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 県民プラザを損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>二 県民プラザ内の秩序を乱し、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。</p> <p>三 その他所長の指示に従うこと。 （県民プラザへの入所等の制限）</p> <p>第九条 所長は、前条の規定に違反した者に対して、県民プラザへの入所を禁止、又は県民プラザからの退所を命ずることができる。 （委任）</p> <p>第十条 この規則に定めるもののほか、県民プラザの管理に関し必要な事項は、所長が定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成八年十一月一日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成八年十月三十一日までの間における第四条から第六条までの規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「教育委員会」とする。 附 則（平成九年四月一日教育委員会規則第五号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十二年二月二十九日教育委員会規則第二号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年三月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ</p>	<p>は、利用券（別記第四号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所定の利用時間を超過したときは、超過利用券（別記第五号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>3 前各項の規定により、利用券又は超過利用券の交付を受けた者は、当該利用券又は超過利用券を所定の場所に掲示し、又は提示しなければならない。 （利用者の遵守義務）</p> <p>第八条 県民プラザを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 県民プラザを損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>二 県民プラザ内の秩序を乱し、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。</p> <p>三 その他所長の指示に従うこと。 （県民プラザへの入所等の制限）</p> <p>第九条 所長は、前条の規定に違反した者に対して、県民プラザへの入所を禁止、又は県民プラザからの退所を命ずることができる。 （委任）</p> <p>第十条 この規則に定めるもののほか、県民プラザの管理に関し必要な事項は、所長が定める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成八年十一月一日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成八年十月三十一日までの間における第四条から第六条までの規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「教育委員会」とする。 附 則（平成九年四月一日教育委員会規則第五号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十二年二月二十九日教育委員会規則第二号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年三月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ</p>

新	旧
<p>とができる。</p> <p>附 則（平成十四年三月二十九日教育委員会規則第十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の規定により提出されている申込書若しくは届出書又は交付されている承認書は、改正後の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の相当規定によりそれぞれ提出され、又は交付されたものとみなす。</p> <p>附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第十二号） この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十八年三月三十日教育委員会規則第十九号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十四年三月二十三日教育委員会規則第三号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定、第七条第一項の改正規定（フィットネススタジオに係る部分に限る。）、別表の改正規定（同表第十三号中「（専用使用する場合には限る。）」を削る部分に限る。）、別記第四号様式の改正規定（同様式（その二）を削る部分に限る。）及び別記第五号様式の改正規定（同様式（その二）を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別表（第三条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ホール</li> <li>二 多目的室</li> <li>三 楽屋</li> <li>四 パソコン実習室（専用使用する場合には限る。）</li> <li>五 手工芸室</li> <li>六 絵画室</li> <li>七 生活実験室</li> </ul>	<p>とができる。</p> <p>附 則（平成十四年三月二十九日教育委員会規則第十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の規定により提出されている申込書若しくは届出書又は交付されている承認書は、改正後の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の相当規定によりそれぞれ提出され、又は交付されたものとみなす。</p> <p>附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第十二号） この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十八年三月三十日教育委員会規則第十九号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十四年三月二十三日教育委員会規則第三号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定、第七条第一項の改正規定（フィットネススタジオに係る部分に限る。）、別表の改正規定（同表第十三号中「（専用使用する場合には限る。）」を削る部分に限る。）、別記第四号様式の改正規定（同様式（その二）を削る部分に限る。）及び別記第五号様式の改正規定（同様式（その二）を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別表（第三条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ホール</li> <li>二 多目的室</li> <li>三 楽屋</li> <li>四 パソコン実習室（専用使用する場合には限る。）</li> <li>五 手工芸室</li> <li>六 絵画室</li> <li>七 生活実験室</li> </ul>

新	旧
<p>八 料理室  九 陶芸室  十 陶芸テラス  十一 音楽スタジオ  十二 フィットネススタジオ  十三 大研修室  十四 中研修室  十五 小研修室  十六 多目的研修室  十七 和室研修室  十八 会議室  (削除)  <u>十九</u> 県民ギャラリー  <u>二十</u> 回廊ギャラリー  <u>二十一</u> 多目的広場 (専用使用する場合に限る。)  <u>二十二</u> 緑の広場 (専用使用する場合に限る。)  (削除)  <u>二十三</u> 宿泊施設  <u>二十四</u> 舞台設備  <u>二十五</u> 照明器具  <u>二十六</u> 音響装置  <u>二十七</u> ピアノ  <u>二十八</u> 映写設備  <u>二十九</u> 研修設備</p>	<p>八 料理室  九 陶芸室  十 陶芸テラス  十一 音楽スタジオ  十二 フィットネススタジオ  十三 大研修室  十四 中研修室  十五 小研修室  十六 多目的研修室  十七 和室研修室  十八 会議室  <u>十九</u> <u>スポーツ広場</u>  <u>二十</u> 県民ギャラリー  <u>二十一</u> 回廊ギャラリー  <u>二十二</u> 多目的広場 (専用使用する場合に限る。)  <u>二十三</u> 緑の広場 (専用使用する場合に限る。)  <u>二十四</u> <u>美術の森 (専用使用する場合に限る。)</u>  <u>二十五</u> 宿泊施設  <u>二十六</u> 舞台設備  <u>二十七</u> 照明器具  <u>二十八</u> 音響装置  <u>二十九</u> ピアノ  <u>三十</u> 映写設備  <u>三十一</u> 研修設備</p>
<p>別 記  第一号様式  (第四条第一項)  第二号様式  (第五条第一項)  第三号様式  (第六条)  第四号様式  (第七条第一項)</p>	<p>別 記  第一号様式  (第四条第一項)  第二号様式  (第五条第一項)  第三号様式  (第六条)  第四号様式  (第七条第一項)</p>

新	旧
第五号様式 (第七条第二項)	第五号様式 (第七条第二項)